

JREC 日本リフレクソロジスト認定機構 会員登録規約

日本リフレクソロジスト認定機構（以下 JREC）に入会するためには、JREC 認定ライセンスを取得し、登録する必要があります。ライセンスを登録すると、JREC が定めたライセンス規定に則り、JREC 会員として活動を行うことができるようになります。

1. JREC 認定ライセンスを取得するためには、各ライセンス取得規定に則り、認定を受ける必要があります。取得したライセンスを JREC に登録すると、JREC 会員となります。JREC 会員は年会費を納入することでライセンスにもとづいた活動が可能となり（ライセンスの有効）、また、さまざまな会員特典が JREC から付与されます。
2. 会員特典は主として次の通りです。
 - ・登録したライセンスごとの活用相談、指導を受けられる
 - ・JREC が主催する各種セミナー、研修会に会員価格で参加できる
 - ・定期発行される会報誌 Holos（ホロス）による、リフレクソロジーをはじめとしたさまざまな情報提供を受けられる
 - ・提携通信販売団体カモマイルクラブにて、資材・器材を会員価格で購入できる
 - ・サロンや教室の加盟登録ができ、広報活動支援を受けられる

以下に記載する内容を正しくご理解の上、登録手続きを行ってください。

■JREC ライセンス登録手続きについて

1. 各ライセンスに定められた登録料を、銀行振り込みにより定められた期日までに納入してください。
2. 「JREC 会員登録用紙」と「預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」を、定められた期日までに JREC に提出してください。
3. 会員年会費 12,000 円＋税は、「預金口座振替依頼書」にご記入いただいた指定金融機関口座より、JREC が指定した月（2 月、6 月、10 月のいずれか 1 回）に自動振替での納入となり、以後、継続して毎年その月に自動振替させていただきます。
4. ライセンスを複数登録する場合、会員年会費の重複はありません。
5. 登録者にはその証明として、JREC から「ライセンス認定証」及び「会員証（会員手帳）」が交付されます。

■JREC ライセンス別登録料と年会費

1. 各ライセンス登録料は下記の表の通りです。ライセンス登録手続きの完了と同時に、それぞれ対応した会員種別で、JREC 会員として登録が行われます。
2. 会員登録者は JREC に対し、年会費を毎年納める義務があります。
3. 年会費は、会員登録日より 1 年後の同月末日までを「年度」として定めた 1 年間に充当されるものとします。次年度は前年度最終日の翌日からの 1 年間とし、以後、充当期間は同様とします。
4. 年会費は一律 12,000 円＋税とし、毎年 1 回、登録時に申請された口座より、JREC が指定した月（2 月、6 月、10 月のいずれか 1 回）に自動振替で引き落としされます。
5. 一度 JREC 会員として登録されると、年会費の重複はありません。ただし、加盟校を主宰される場合等、別途 JREC より会費納入の義務が定められているものは、その規定に則り納入するものとします。

	ライセンスの種類	会員種別	ライセンス 認定 登録料	会員 年会費
リフレク ソロジー	レギュラー	レギュラー会員	15,000 円+税	12,000 円+税 (重複 なし)
	マスター	マスター会員	30,000 円+税	
	インストラクター	インストラクター会員	30,000 円+税	
	トップインストラクター	トップインストラクター会員	30,000 円+税	
サポートケア /デイリーケ ア・リフレク ソロジー	サポートケア・リフレクソロジスト	サポートケア・リフレクソロジスト会員	15,000 円+税	
	デイリーケア・リフレクソロジスト	デイリーケア・リフレクソロジスト会員	15,000 円+税	
生活 テーピング	生活テーピングコーディネーター	生活テーピングコーディネーター会員	15,000 円+税	

■会員登録日

- JREC 会員としての登録日は、登録者から提出された登録書類を JREC が受領した日とし、JREC が交付するライセンス認定証にはこの日付を記載します。

■会員在籍期間・更新

- JREC 会員としての在籍期間は、会員登録日より開始されるものとし、会員特典はこの登録日から発生します。
- 在籍期間は、登録日から起算して1年後の同月末日までを「年度」として定めた1年間とし、これを初年度とします。会員からの特段の申し出（規定の届出書の提出）がない限り在籍期間は自動更新され、次年度は前年度最終日の翌日からの1年間とし、以後、年度の区切りは同様とします。

■会員登録事項の変更

- 登録事項（氏名、住所、電話番号、振替口座等）に変更が生じた場合は、速やかに JREC までご連絡ください。

■会員権利の譲渡・貸与

- JREC より会員に発行、送付した会員登録権、ライセンス認定証類等は、第三者への譲渡、貸与は一切できません。

■ライセンス認定証・会員証（会員手帳）の再発行

- ライセンス認定証の紛失等により、改めて発行を希望される場合は、JREC に再発行の申請を行ってください。再発行には手数料 2,000 円+税が必要です。
- 会員証（会員手帳）再発行の場合も同様です。再発行には手数料 2,000 円+税が必要です。

■休会・退会・会員権利の喪失

1. JREC まで届出書を請求し、申請してください。年会費の未納分はすべてお納めいただいた上で手続きを行います。

< 休会 >

休会中の年会費は発生しませんが、JREC からの各種サービス、セミナー参加等を含め、会員活動は停止となります。休会期間は最長 5 年です。それ以上の休会が続くと、ライセンスが失効する場合があります。失効の場合は、ライセンス認定試験を再度受験していただくことがあります。なお、復会の際は、休会年数×3,000 円と復会年度分の年会費の納入が必要です。

< 退会 >

JREC 会員の登録は抹消され、会員の権利・特典は消失します。これに伴い、JREC から発行されたすべてのライセンス認定証、会員証（会員手帳）とも、公式に証明するものとしては無効となります。以後、再度 JREC 会員として活動を希望する場合は、ライセンス認定試験を再度受験し、ライセンスを取得しなおしていただく必要があります。

< 登録抹消 >

3 年以上の年会費滞納あるいは本状記載の各事項、規約に著しく反する行為等が生じた場合は、会員登録抹消となることがあります。また、規約に定めた条項以外でも JREC の名誉を毀損し、社会的信用を失わせる行為を行った場合もこれに準じます。抹消の場合は、会員の権利・特典は消失し、JREC から発行されたすべてのライセンス認定証、会員証（会員手帳）とも、公式に証明するものとしては無効となります。以後、ライセンスの取得等ができなくなると同時に、滞納等の規約違反による抹消記録が残りますので、十分にご注意ください。

■個人情報の取り扱い

1. JREC では、登録書及び必要に応じてご提出いただくその他の書類等にご記入の個人情報について、教材発送、会員へのご連絡、ライセンス認定試験の情報提供、JREC のサービス・商品のご案内等の目的に使用いたしますので、予めご了承ください。
2. JREC は、会員からお預かりした個人情報を会員の同意なく上記の目的以外には使用しません。
3. JREC では、セミナー等におけるトリートメント実技実習、また精油の取り扱いに伴い、会員の身体の保護を目的として過去の疾病の既往歴、現在の症状等、必要となる個人情報の提出を求めることがあります。この場合、提出にあたっては会員本人の書面による同意を得ることとします。
4. JREC では、会員からお預かりした個人情報を、以下の目的で第三者に開示することがあります。その場合、JREC は当該第三者に対して個人情報の流出・漏洩を防止するための適切な措置を取るよう求めることとします。
 - ①会員へのご案内及び会報誌・教材等の発送業務を行うため第三者に発送業務を委託する場合
 - ②クレジット契約のためにクレジット会社に契約業務を委託する場合
 - ③国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた第三者が法令の定めに従い個人情報を開示することを求めてきた場合
 - ④人の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得るのが困難である場合
5. JREC では、会員から本人の個人情報の開示を求められたときは遅滞なく開示し、誤りがあれば遅滞なく訂正し、または、個人情報を消去する旨希望されたときは遅滞なく消去します。ただし、この場合、会員ご本人であることを確認させていただきます。
6. 会員がサービス内容の変更・停止を希望される場合は、電話によりお申し出ください。その際、会員ご本人であることを確認させていただきます。

■管轄裁判所

1. 何らかの事由で、会員との間で契約、活動に伴う紛争が生じた場合は、JREC 所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■その他

1. 法律の改正、社会情勢、その他の事情により規約及び会員登録に伴う諸規定の改定が必要と判断された場合は、会員に事前の通知をすることなくそれらを改定できるものとします。
2. 規約及び会員登録に伴う諸規定について見解の相違が発生した場合は、JREC の考え方を優先させるものとします。

J R E C 日本リフレクソロジスト認定機構

〒171-0022 東京都豊島区南池袋1-25-9 今井ビル5F

Tel:03-5950-3211 (受付時間/平日9:30~18:00) Fax:03-5950-3001

master@jrec-jp.com <https://www.jrec-jp.com/>